

# 従業員が新型コロナウイルス感染症と 診断された場合の対応について

## ① 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認の上、感染可能期間（発症日2日前から最終接触日まで）に接触のあった方について、次の状態と場面をどちらも満たす方をリストアップしてください。

◎陽性者の発症日：      月      日

状態	+	場面
陽性者と約1m以内の距離で、 必要な <u>感染予防策なし</u> (※)で <u>15分以上</u> の接触があった状態 ※マスクを正しく着用できていない状態		<input type="checkbox"/> 会話 <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> 車に同乗 <input type="checkbox"/> 換気の悪い室内で空間を共有 <input type="checkbox"/> 同じ寮内で生活(共有部分の利用等)

上記の状態で、陽性者と接触する場面が1つでもあった方をリストアップする。

## ② リストアップされた方に自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から5日間、自宅待機とご自身での健康観察（セルフチェック）をするよう、事業者側からご本人にお願いしてください。  
また、待機期間中は出勤させず、不要不急の外出を控えるようお伝えください。  
なお、保健所において、濃厚接触者に対するPCR検査は実施しません。

## ③ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、ご自身で医療機関の受診予約をするようお伝えください。  
※受診方法については、別添「自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご参照ください。

## ④ 無症状の濃厚接触者は待機期間を短縮することができます。

無症状の濃厚接触者は、2日目、3日目に抗原定性検査（薬事承認を受けたキットに限る）で陰性が確認された場合は自宅待機を解除できます。（乳幼児を除く）  
3日目に解除となった後も7日間が経過するまでは、検温などで健康状態を確認するとともに、リスクの高い場所の利用・会食等を避けるほか、マスクの着用などの感染対策をお願いします。